

こんなことで しょう 障がいのある人 ひと を 困らせてはいけません! こま

三例① お店で

レストランなどの飲食店に入ろうとしている障がいのある人を、車いすを利用しているということを理由に断った。



三例② 入会手続きで

スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとする人が、障がいがあることを伝え、そのことを理由に断った。



三例③ 賃貸契約で

アパートやマンションを借りようとする人が、障がいがあることを伝え、そのことを理由に部屋を貸さなかった。



三例④ 駅で

障がいのある人が目的地に行くのにどの電車を利用すればいいのかわからず駅員にたずねたが、わかるように説明しなかった。



三例⑤ 避難所で

災害時の緊急避難所で、聴覚障がいがあることを伝えていたが、管理者は必要な情報提供を音声でしか行わなかった。



三例⑥ 役所で

役所での会議に招かれた障がいのある人が、内容を理解するためのサポートが必要だと申し出たが、何の対応もしなかった。



みなさんも 注意しましょう!

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律で、一般の人の個人的な関係などで法律に違反しても罰せられることはありませんが、すべての人が障がいへの理解を深めることは大切なことです。

① こんなことはやめましょう × 電車やバスなどの優先席や優先スペースの近くに障がいのある人がいても席をゆずらない。



② こんなことはやめましょう × 施設などの出入り口に近く、スペースも広くとってある障害者等専用駐車場に駐車する。



③ こんなことはやめましょう × 飲食店などの中に身体障害者補助犬（盲導犬など）がいると、店員にクレームをつける。

